

## 水戸地方裁判所委員会（第41回）議事概要

### 1 日 時

令和5年11月13日（月）午後1時30分から午後3時30分まで

### 2 開催場所

水戸地方裁判所大会議室

### 3 出席者

#### 【委員】

秋山肇、伊藤哲司、岩見将志、海老根功、海老原健、大田健吾、小川賢司、鈴木健秀、関田國作、廣澤諭、福井章代（委員長）、程塚智則、谷萩百合子（五十音順 敬称略）

#### 【事務担当者等】

久保田泰行民事首席書記官、廣岡美江刑事首席書記官、宮澤康弘事務局長、下川由美子事務局次長、内田圭介総務課長

### 4 議事

(1) 新任委員の紹介（関田委員、程塚委員）

(2) 委員長の職務代理者の指名

福井委員長より小川委員を指名

(3) 第40回委員会（令和5年6月19日実施、テーマ「裁判所のデジタル化について」）以降の裁判所のデジタル化の状況について報告

(4) 本日のテーマ「裁判員制度と若年層広報」

小川委員及び刑事第2部浅見一輝裁判官から、裁判員年齢の引下げの経緯、若年層への広報活動の重要性、当庁の取組について説明

(5) テーマについて意見交換をした概要（●委員長、○委員）

- 法教育については、検察庁、弁護士会と連携して行っているのですが、検察庁、弁護士会からも取組例など御紹介いただけることがあれば伺いたい。

- 検察庁では、裁判員裁判に特化したものではないが、刑事司法や検察庁のことを知っていただくために、検察庁のホームページで出前教室を案内し、希望する学校に検察官や検察広報官が出向いて、説明している。本年度は小学生1人に実施しており、少人数でも希望があれば実施するスタンスで臨んでいる。このほかに、検察官や検察広報官が個別に学校に出向いて教員と打合せを行い、模擬取調べなども行っている。
- 弁護士会には市民のための法教育を担当する委員会が設置されている。弁護士会としても小・中・高校生への広報活動に力を入れており、同委員会を中心に、裁判員裁判に特化したものではないが、模擬裁判等を実施している。夏休みには、中学生を対象に裁判所の法廷を借りて模擬裁判を実施しており、当日の午前中は、弁護士が事実認定や裁判員制度について説明する機会を設けている。模擬裁判のシナリオは毎年弁護士が新たに作成し、模擬裁判の後は裁判官に講評してもらっている。コロナ禍には、動画を作成してホームページに掲載し、子ども達に裁判官役を体験してもらった。今年の冬にはつくば市等の弁護士が中心になって小学生を対象に模擬裁判を行う予定もある。また、全国的な取組として、模擬裁判選手権が開催されているが、茨城県では複数の学校が手を挙げるので予選を実施し、弁護士会が代表校をバックアップして全国大会に臨んでもらっている。このほかに、裁判所や検察庁と同様に新任教員研修に弁護士を講師として派遣したり、学校の希望により弁護士が出前授業をしている。出前授業では、模擬裁判、模擬少年審判、事実認定の講義などを行っている。
- それでは、御意見や御感想を伺いたい。
- 裁判所が様々な取組をしていることや若年層の裁判員制度への関心の高さに驚いた。茨城県の人口は300万人弱だが、特に県南は人口

が多く、裁判に関心が高い人も多いため、県南でも広報活動をしてもらいたい。

- 確かに県南は人口が増えており、学校も多い。ニーズも高いと思う。
- 裁判所の取組や若年層の裁判員制度への関心が高いことが分かり勉強になった。しかし、若年層全体に広報活動の成果が行き渡っているかというところがあると思うので、どのように広く普及させていくかが大切である。私は防災分野に関して過去5年間中学校に向いて防災教室を毎年実施しているが、実施した中学校は1年あたり5校、5年間で計25校しかなく、届けられる子ども達はごくわずかだと感じている。活動の裾野を広げることや継続的な取組が重要である。活動の裾野を広げる方法としては、動画コンテンツに加えて、オンラインを活用した双方向の教育の実践やそのための教材の開発などが考えられる。裁判員裁判は誰もが裁判員になり得るし、被告人の立場になることもあり得ることから、当事者意識を忘れてはならないと思っている。
- 防災教室の年間5校での実施でも大変だと思うが、学校の生徒は、順次学年が上がり、卒業していくこともあり、広く届けたいことを行かせるためには継続的な取組が必要だと思う。
- 5点思ったことを共有したい。私は、専門が憲法、国際法、国際機構論であり、法学を一から学んできた人とは少し違う視点を持っていると思っている、その視点からお話ししたい。

1つ目は、若年層にアプローチするという位置付けをどう考えるかが大切である。確かに先ほど示された資料では、裁判員制度を知らないという方の割合が、若年層は他の年代より高いようだったので、制度を知ってもらおうという意味で若年層にアプローチすることは大事で

ある。しかし、一方で、若年層の中には裁判員を経験してみたいという方が多いというデータがあるのは興味深いところで、制度を知ってもらうことができれば、実際に参加してもらえないのではないかと感じた。そうすると、むしろ、若年層以外の年齢層へどうアプローチするかが大切であり、制度を知ってもらう必要や参加したくないと考える原因を分析する必要があると思う。若年層の方が、社会的に意見を表明する機会が少ないように思うので、制度を知ればやってみたいという人が増えるということはあるかもしれない。そういった仮説について、今の若年層が数十年経過しても裁判員制度に高い関心を持っているのか、あるいは、年齢を重ねることで変化が生じるのか、経年的に見ていくことで本質が分かると思う。

2つ目は、育児や介護をしながら裁判員を務めることへの負担感の問題である。将来的にオンラインによる裁判員裁判が実現できれば、育児、介護や仕事といった様々な制約から解放されると思うので、参加への負担感が減り敷居を下げることができると思う。

3つ目は、広報活動をするに当たって、どこと連携するかという点である。例えば、自治体や図書館など、学校以外の機関と連携することで、若年層以外の年齢層と接点を持つことができると思う。

4つ目は、裁判所は、広報活動に当たって、双方向のコミュニケーションが必要としているが、そうする理由を考えることが大切である。大学の授業では、議論が想定しない方向に進むことがあり、私自身はどの方向に議論が進んでも構わないと思って議論している。仮に双方向のコミュニケーションのなかで、議論の方向性を押し付けることがあると、参加している人は議論が非常につまらなく感じると思う。現行法制の中では不可能と思われることでも、様々な論点を出してもらい、集約して、立法を含めた実務上の運用の変更につなげるこ

とができること、双方向のコミュニケーションに価値を見出すことができると思う。

5つ目は、法教育の目的を考えることが大切である。学生は、法学に対して「難しい学問である。」とか、「判例として答えはすでにある、それを勉強するだけの学問である。」という印象を持っている人が多い。また、法学関係者は偉そうな印象を持たれることもある。

(法)教育ということであれば、私はもっとクリエイティブに、様々な人が様々な意見、アイデアを言ってよいと思う。法曹という枠組みの中にいる方々だけ考えるのではなく、例えば、法学とそれ以外の分野を研究している研究者と法曹とが議論する場を設けてその様子を見せることができると、議論の敷居が下がるように思う。

- 非常に気付かされるところが多い御発言だった。広報活動を目的から考えるという視点は非常に重要であるが、ともすれば、オンラインだと反応が分からないのでどうしたらよいかといった表層的なことを考えがちになってしまう。また、我々は啓蒙活動を行うという意味で、「情報を伝えなくてはならない。」という思いがあり、そういった思いから発信する言葉が、上から目線と捉えられる原因の一端になっているかもしれない。現行法制の中では実現不可能なお話でも、将来へのアイデアとして虚心坦懐にお話を伺うことは大事だと思う。

- 消費生活センターとしても消費者教育には悩みがあり、ホームページのほかに旧 Twitter やメルマガを活用して広報しているが、これらはフォローや登録など、視聴者側からのアプローチを前提とした広報であるため、思うように啓発が進んでいない。国民生活センターでは、YouTube、Instagramなどでショートムービーを作成しており、SNSの活用も大事だと思う。また、視聴者側からのアプローチを前提とせずに、その場にいる人達に見てもらえるものとして、映画館や、

プロサッカー、プロバスケットボールの試合会場のビジョンを利用した広報活動も考えられる。このほかに、消費生活センターでは、他の自治体や県警と連携し、例えば、敬老の日や成人の日を中心にキャンペーンとして、チラシを配布するなどしている。

○ 裁判所の幅広い取組に驚くとともに、金融教育にも通じるところがあると思って伺っていた。かつては、金融教育は退職が近い年齢層の方々を対象に行うことが多かったが、それでは遅いので、現在は若者への金融教育に力を入れている。銀行でも、高校生向けの動画をホームページに複数掲載した上で、高校に出向いて出前講座を実施している。出前講座の方法をとると単なる知識付与にとどまらず、自分事として捉えてもらえるメリットがあると思う。ただ、すべての高校に出前講座を実施することは難しいため、広告、宣伝効果を踏まえて取り組んでいる。例えば、若者に影響力を持つ人としてプロサッカーチームの選手に出前講座に参加してもらい、若者の関心を高める取組などを行っている。

○ 私どもの機関では、国や県の金融支援制度等の周知、利用促進に取り組んでいる。まずは金融機関や関係機関、中小企業に広く浅く周知していく方法と金融の現場の担当者などに絞って狭く深く説明するという2つのアプローチをとっている。広く浅いアプローチでは、県民全体の目に触れるよう新聞紙面などの広報やチラシを配布したり、プロサッカー、プロバスケットチームと連携した広報もしている。また、若者向けには、大学、専門学校等と協働して、授業の一環として起業についての教育をしている。若者の中には、起業に関心の高い人も多いので、起業する際の制度、支援、経理・財務、起業に当たっての手続きについて学校とともに教えていく取組をしている。裁判所の出前講義は、どちらかというと狭く深いタイプのアプローチだと思う

が、高校生を中心にして、要望があれば出向くスタンスではなく、むしろ積極的に学校に依頼するなどして実施してもらいたいと思う。若者の意識が高いうちに教育や広報を通じて関心を高めてもらうことで、将来につながる意識付けとなるのではないか。

- 金融支援機関として、早い段階から若い人に起業等の知識付与の活動をしていることをあまり知らなかったのが新鮮に感じた。ターゲットを意識した活動というのも勉強になった。
- 若年層では裁判員裁判を新聞で知ったという人が少ないという点は、紙の新聞を前提としていると思うが、実際には、新聞記者が作成したインターネットの記事から知ったという人もいると思う。つまり、文字情報から情報を得る人の割合はいまだ相当多いと思う。しかし、今後、動画でしか情報を得ない人が増えてくると、新聞記者には発想の転換が求められると思う。裁判所の取組を前向きに聞いていたが、夏休み裁判所ツアーなどは、若年層の比較的関心が高い人、あるいは、将来法曹を目指す人の入口を広げる効果は高いと思うが、もっと広く、茨城県民のかなりの割合にアプローチするということになる、一斉一律のアプローチを能動的に行う必要があると思う。裁判所という組織は、裁判官の権威というのが広報活動の点ではかえってネックになり、とっつきにくい印象を与えているので、裁判官の権威に我々も社会の一員として携わる可能性があることを伝えていく必要がある。

私が思うに、以前は、家庭では、家族全員が1つのテレビで同じテレビ番組を見ていたと思うが、今は、家庭内でも家族のそれぞれが見たい動画を見ていると思う。また、玄人に近い情報を持っている人やインフルエンサーが多少間違えた情報を含んで発信し、マスメディアが是正する、あるいは、マスメディアが不勉強で叩かれる、そういっ

た時代になっている。今は、同世代だからみんな知っているという常識がなくなっている中で、リテラシーの差が広がるので、その差を埋めるような教育が必要になると思う。

- 若年層への広報活動について、我々の世代ではなく、近隣の高校の生徒や大学の学生にチームを作ってもらい広報を考えてもらうのはどうだろうか。専門的なバックアップは必要だと思うが、若者が若者にどう広げていくかという観点があってもよいと思う。

5 次回のテーマ

「裁判所における若手職員の活躍について」

6 次回の開催期日

令和6年6月10日（月）午後1時30分から午後3時30分まで